

健生食輸発1008第6号
令和8年10月8日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(米国産アーモンドの総アフラトキシン)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発 0331 第1号（最終改正：令和8年10月8日付け健生食輸発 1008 第4号）により通知したところである。
今般、輸入時の自主検査においてBAUGHER RANCH ORGANICSの製造した米国産アーモンド加工品からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するとともに、別途指示する製造業者として同通知の別添2の1の別表3に同社を追加するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1の米国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
アーモンド	別途指示する包装者で包装されたものであって、かつ別途示す各条件を満たすものを除く。	総アフラトキシン（アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和）	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発 0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μg/kgを超えて付着しているおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
アーモンド及びその加工品（アーモンドを30%以上含有するものに限る。）	別途指示する包装者で包装されたものであって、かつ別途指示各条件を満たすアーモンドを除く。	総アフラトキシン（アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和）	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

に改め、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン（アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和）	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
アーモンド、ピスタチオナッツを含む食品	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	総アフラトキシン（アフラトキシンB ₁ 、B ₂ 、G ₁ 及びG ₂ の総和）	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10 μ g/kgを超えて含有しているおそれがあるため。

に改める。